



# SMTB年金ニュース

(平成24年8月28日)



三井住友信託銀行 年金信託部

## 【厚生年金基金】

### 指定基金における健全化計画の変更に関する取扱いについて

指定基金における健全化計画の変更に関する取扱いについて、厚生労働省より以下のとおり地方厚生局宛てに指示した旨の連絡がありました。

- 健全化計画の変更を必要とする場合は、指定基金の取扱いに関する通知(\*)に『健全化計画書における前提が、著しく異なるに至った場合、又はその後の状況変化により財政悪化の方向へ乖離した場合』と定められている。
- 各年度において、決算結果に基づく積立比率(最低責任準備金に対する積立比率をいう。以下同じ。)と、健全化計画における当該年度の積立比率とを比較し、決算結果に基づく積立比率が、少しでも健全化計画における当該年度の積立比率を下回っている場合は「財政悪化の方向へ乖離した場合」に該当し、健全化計画の変更が必要。  
⇒毎年の決算時点のみ、健全化計画の積立比率と比較し、健全化計画の変更要否を判断する。(次頁の変更要否イメージ参照)
- なお、上記に該当した厚生年金基金については、指定基金の取扱いに関する通知(\*)に基づき、11月末日付で厚生労働大臣による変更の求めを行い、2月末までに変更した健全化計画書の提出を求める予定。

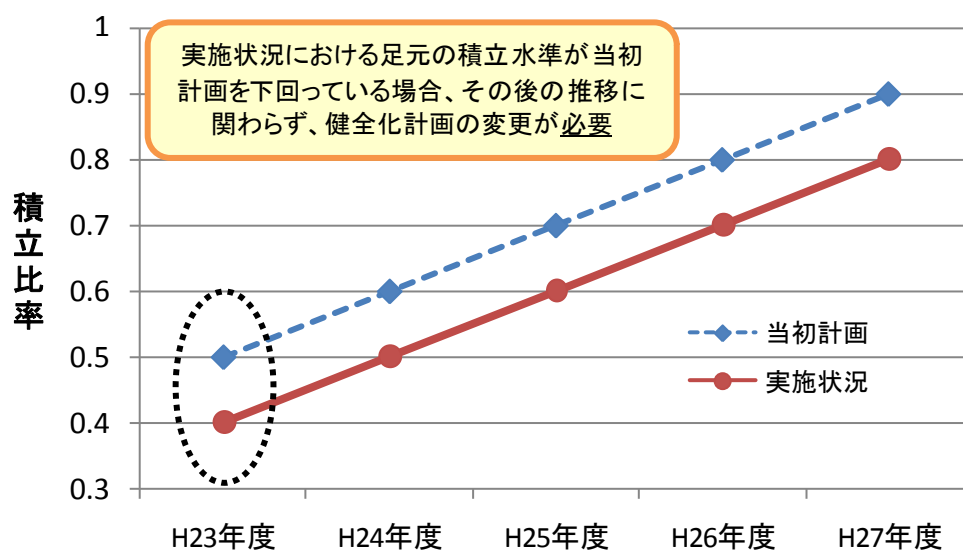
(\*)「厚生年金基金に係る厚生年金保険法第178条の2に基づく厚生労働大臣の指定及び健全化計画の承認について」(平成17年8月9日年発第0809001号)の別紙「指定基金健全化計画承認基準」第4

例えば、下記①から③に該当するなどにより、財政を健全化することが困難と見込まれるに至った指定基金は、第3に基づき健全化計画を新たに作成し、厚生労働大臣に対し、健全化計画の変更の承認を申請する必要があること。なお、厚生年金保険法第178条の2第3項の規定により、厚生労働大臣が指定基金に対して、期限を定めて健全化計画の変更を求めることがあること。

- ① 健全化計画書における前提が、著しく異なるに至った場合、又はその後の状況の変化により財政悪化の方向へ乖離した場合
- ② 健全化計画に基づく措置を講ずることが、困難な状況が生じた場合
- ③ 設立母体の経営状況に著しい変化が生じた場合

本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3595

<参考・健全化計画の変更要否イメージ>



以上